

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(号外⑧)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成30年9月6日

### 見守り 新鮮情報

**事例1** 他県に住む親がチラシを見て、廃品回収を事業者へ依頼した。チラシには「**廃品回収代金が8万円**」と書かれていたが、実際には**47万円**請求され、支払ってしまった。(当事者：80歳代 男性)

**事例2** 不用品の処分をしてもらおうと、**投げ込みチラシ**の事業者へ電話をすると「費用は**3万円**くらい」と言われたが、来訪すると**30万円**を提示された。高いとは思ったが、仕方なく支払った。(60歳代 女性)



## 思いがけない 高額請求 チラシを見て 頼んだ廃品回収

### ひとこと助言



慎重にね

見守るくん

- 投げ込みチラシ等を見て事業者へ廃品回収を依頼する場合、チラシに記載されている金額で契約出来るとは限りません。事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。
- 作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- 不審に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎玄

見守り新鮮情報 第317号(2018年9月4日)発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)